

令和6年9月11日

共 産 党

能登半島地震被災者への緊急対策を求める意見書（案）

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震から半年以上が経過した。現在、仮設住宅入居者や全壊を含め壊れた家に住み続けている人には、食料などの支援物資が全く届いていない。また、避難所では、今も約2,000人が暮らしているが、ボランティアの炊き出しが終了するなど、先が見通せないことへの不安と怒りが広がっている。

また、被災家屋の公費解体の申請は2万件を超えているが、解体を終えたのは令和6年8月26日現在で11%に留まっている。今、何よりも必要なことは、重機や人の支援を被災地に集中させ一気に現状を打開することである。今後、地方自治体などが財政面でも復旧・復興にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要である。

よって、板橋区議会は、政府に対し、下記の事項について速やかに行うよう強く求める。

記

1. 避難所における食事の改善、プライバシーの確保、ジェンダー視点での対応強化などを行うこと。
2. 石川県地域福祉推進支援臨時特例交付金による最大300万円の給付金については、石川県6市町に限定せず支援を拡大すること。あわせて、被災者生活再建支援法の支給限度額や対象を拡大すること。
3. 地域の復興は計画制度を一方向的に押し付けるのではなく、コミュニティの再生を含めた被災者の生活・生業再建に係る障がいの一つひとつ確実に打開することで、被災者自身による元の暮らしを取り戻すことを支援すること。
4. 漁港や農地などの被害の全貌を把握し、再建の見通しを早期に示すこと。不要不急の工事をやめて、能登半島のインフラ復旧

に全力を尽くすこと。

5. 避難者を受け入れている周辺自治体の医療・介護施設に対しても人的・財政的支援を行うこと。教育、保育の現場への支援を強化すること。
6. 仮設住宅に入居すると食事支援が打ち切られるケースが頻発し、「食糧難民」が生み出されているため、平成28年熊本地震の際に行った政府備蓄米の活用など、避難者のニーズに応じた支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

内閣府特命担当大臣（防災） 宛